

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
福井県管理河川嶺南ブロックの減災に係る
取組方針(案)

【第2版】

令和元年6月5日

福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会

敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、
福井地方气象台、国土交通省近畿地方整備局、福井県

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の下流部で堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。

また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

この答申を受け、国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」をとりまとめ、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取り組みを行うこととなった。

このような中、平成28年8月以降に相次いで来襲した台風による豪雨では、東北・北海道の中小河川において、甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成28年10月7日に国交省から各都道府県等に「「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について」が通知された。

これらのことから、福井県嶺南地域において、嶺南6市町（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）、福井地方气象台、近畿地方整備局、福井県が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することにより、嶺南ブロック内の福井県管理河川において、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」を再構築することを目的に「福井県管理河川 嶺南ブロック減災対策協議会」（以下「協議会」）を設立した。

本協議会では、平成29年12月21日に本協議会規約第5条に基づき、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等の減災対策について、各参加機関の役割分担や実施時期を示す「福井県管理河川嶺南ブロックの減災に係る取組方針」（以下「取組方針」）を取りまとめました。減災に係る取り組みを進めてきたところである。

このような中、平成30年7月豪雨災害で、西日本を中心に甚大な被害が発生したことを受け、平成30年12月13日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

この答申を踏まえ、本協議会において新たな課題を共有するとともに、課題に対応するための取組みの追加や見直しを行い、本協議会の取組方針【第2版】を取りまとめた。

今後、本協議会を毎年開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直すなどのフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。

参 加 機 関	構成メンバー
敦賀市	市 長
小浜市	市 長
美浜町	町 長
高浜町	町 長
おおい町	町 長
若狭町	町 長
気象庁	福井地方気象台長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長
福井県	土木部長
〃	安全環境部 危機対策監
〃	嶺南振興局敦賀土木事務所長
〃	嶺南振興局小浜土木事務所長

3. 現状と課題

嶺南ブロックの県管理河川における減災対策について、各参加機関が実施している現状の取り組みを確認し課題を抽出した。

概要は以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

凡例 (現状：○、課題：●
アルファベット (A, B, C等)：課題の整理番号)

項目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準	○地域防災計画に具体的な避難勧告等の発令基準を明記している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の防災対応について、相互の対応が十分理解していない懸念がある。 ●的確な防災情報が適切なタイミングで伝達できるか懸念がある。 ●ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。 	A
住民等への情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水の危険度レベルに応じて氾濫警戒情報の発表等の洪水予報を実施している。 ○防災行政無線、防災メール、SNS、報道機関への情報提供により防災情報を伝達している。 ○雨量、河川水位、河川監視カメラ映像等の情報をHP等でリアルタイムに提供している。 ○災害発生のおそれがある場合の首長とのホットラインを構築している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水予報の情報に対する対応が住民には十分認知されていない。 ●メールやSNSによる情報入手が一部の利用者に留まっている。 	B
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の表示板を設置している。 ○災害発生のおそれがある場合には、避難所を早期に開設している。 ○避難行動要支援者名簿を作成している。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ●避難確保計画の作成や避難訓練の実施を行っている要配慮者利用施設が少ない。 ●避難先が当該市町内の避難所のみになっている。 	C
想定される浸水リスクの周知	<ul style="list-style-type: none"> ○嶺南ブロック県管理河川の洪水予報河川および水位周知河川の7河川において計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。 ○計画規模の降雨を対象としたハザードマップを公表している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●計画規模の降雨を超えた時の浸水想定区域が分からない。 ●洪水予報河川および水位周知河川以外の県管理河川の浸水想定等の水害リスクが分からない。 	D
避難に関する啓発活動	○防災に関する出前講座やパネル展などによる啓発活動を実施している。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●住民の水防災意識が十分でないため、小さい時からの意識醸成が必要である。 ●避難情報やハザードマップ等のリスク情報に対する住民の理解が十分でなく、避難行動につながっていない。 ●ダムや堤防等の施設に係る機能や効果が住民に十分理解されていない。 	E
河川水位等に係る情報の提供	○基準地点の観測箇所では水位計を設置し情報をHP等で公開している。	
	●基準地点の観測箇所以外の河川水位がわからない。	F
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○堤防の高さや幅、断面が不足している河川について、改修を実施している。	
	●河川改修には時間、費用を要する。	G

② 水防に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
水防体制	<p>○堤防の決壊や漏水等、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を重要水防箇所として定めている。</p> <p>○水防資機材の備蓄を行っている。</p> <p>○県内の全市町で水防団が組織されている。</p> <p>○自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。</p> <p>○自主防災組織への資機材の補助を行っている。</p>	
	<p>●重要水防箇所に関する情報共有が不十分である。</p> <p>●水防資機材の数量把握が不十分である。</p> <p>●水防団の構成員が高齢化している。</p> <p>●自主防災組織の組織率を上げていく必要がある。</p> <p>●水防団の出動・初動体制が混乱している。</p>	H
水害に対する庁舎等の機能確保	○非常用発電設備等を配備している。	
	●浸水で受電設備の停電、非常用発電設備が使用できない懸念がある。	I

③ 氾濫水の排水等に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
氾濫水の排水活動	○氾濫水の排水について、排水ポンプ車等による実施体制を構築している。	
	●排水ポンプ車等の出動実績が少なく、作業開始までに時間がかかる懸念がある。	J

④ 災害復旧の支援に関する事項

項目	○現状 と ●課題	
災害復旧事業の支援・助言	○市町では災害復旧を担う技術職員、災害復旧の経験のある職員が少ない。	
	●災害時の業務量が膨大となり、対応が困難となることが懸念される。	K

4. 減災のための目標

本協議会の各参加機関が連携して、平成33年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとする。

嶺南ブロックの県管理河川で発生し得る大規模水害に対し、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、
(1) 円滑かつ迅速な避難
(2) 的確な水防活動
(3) 一刻も早い復旧
の実施を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ・・・避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に社会経済活動を再開できる状態

5. 取組内容

今後、概ね5年間で各参加機関が取り組む主な取組内容は次のとおりとする。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取り組み

① 情報伝達、避難計画に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
a. 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等			
a 1 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	A	H29 年度	市町
a 2 ダム下流河川の避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	A	R3 年度	市町
a 3 タイムラインの検証と改善（更新）	A	H30 年度から 実施	市町
a 4 関係者の役割分担をより明確にしたタイムラインの作成	A	R3 年度	市町
a 5 タイムラインの作成支援	A	H29 年度から 実施	気象台 近畿地整 福井県
b. 避難行動のための情報発信等			
b 1 防災メール、SNSの利用登録促進	B	引き続き実施	市町 近畿地整 福井県
b 2 雨量、河川水位、河川監視カメラ映像などの情報を提供（配信）および住民利用促進のための周知・啓発	B	引き続き実施	気象台 近畿地整 福井県
b 3 氾濫の危険性や切迫度がより伝わるよう洪水予報文の改良と運用	B	引き続き実施	気象台 近畿地整 福井県
b 4 洪水危険度分布および予測値の利活用促進	B	H29 年度から 実施	市町 気象台
b 5 災害発生のおそれがある場合の首長とのホットラインによる国、県と市町の情報共有	B	引き続き実施	市町 気象台 近畿地整 福井県
b 6 要配慮者利用施設の避難確保計画作成および避難訓練実施の促進支援	C	R3 年度	市町

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
c. ハザードマップの作成・周知等			
c 1 想定最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域図等の作成	D	R 元年度	福井県
c 2 洪水予報河川および水位周知河川以外の県管理河川の水害リスク図の作成	D	R2 年度	福井県
c 3 想定最大規模の降雨を対象としたハザードマップへの更新・周知	D	R3 年度	市町
c 4 浸水実績等の周知	D	引き続き実施	福井県
c 5 市町を越えた広域避難計画の検討	D	R3 年度	市町
d. 防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充			
d 1 小中学校や地域住民への防災に関する出前講座やパネル展の実施	E	引き続き実施	協議会全体
d 2 高齢者の避難行動の理解促進のため、地域域包括支援センター・ケアマネジャー等と連携	E	R 元年度から実施	協議会全体
d 3 出水に対するダムや河川改修の効果の情報提供	E	引き続き実施	近畿地整 福井県

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
e. 避難行動、水防活動に資する施設等の整備			
e 1 早期の避難勧告等の発令判断や水防活動を支援するため、水位計・量水標、河川監視カメラ設置の検討と情報共有	F	引き続き実施	福井県
e 2 水位周知河川等の見直し	F	R3 年度	福井県
e 3 氾濫危険水位等の基準水位の見直し	F	R3 年度	福井県

f. 洪水を安全に流す対策			
f 1 河川改修の推進	G	引き続き実施	福井県
f 2 浚渫、伐木	G	引き続き実施	福井県
g. 危機管理型ハード対策 (堤防決壊までの時間を少しでも延ばすための工夫)			
g 1 堤防強化	G	引き続き実施	福井県

(2) 的確な水防活動のための取り組み

① 水防活動の効率化および水防体制強化に関する事項

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
h. 水防活動支援のための情報共有			
h 1 重要水防箇所の情報共有と関係市町との共同点検の実施	H	H30年度から実施	市町 福井県
i. 水防体制の強化			
i 1 水防資機材の備蓄等の確認	H	引き続き実施	市町 福井県
i 2 水防団員や消防団員の募集の強化	H	引き続き実施	協議会 全体
i 3 自主防災組織の活用・強化 (組織の育成や立ち上げサポート等)	H	引き続き実施	協議会 全体
i 4 水防訓練の実施による連絡体制の強化・確認 (タイムラインの活用も検討)	H	H30年度から実施	協議会 全体

② 市町村庁舎等の自衛水防の推進に関する事項

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
j. 洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実			
j 1 庁舎受電設備、非常用発電設備等の浸水対策	I	R3年度	市町

(3) 一刻も早い復旧のための取り組み

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
k. 排水活動等の強化			
k 1 排水ポンプ車等を用いた排水 訓練の実施	J	引き続き実施	福井県
l. 災害復旧に対する支援の強化			
l 1 福井県災害復旧アドバイザー 派遣制度の活用・支援	K	引き続き実施	市町 福井県
l 2 大規模災害発生時に緊急災害 対策派遣隊（TEC-FORCE）の活用	K	引き続き実施	市町 福井県

6. フォローアップ

各参加機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。